○表示規制

景品表示法（表示）

不当な表示

５条１号　　商品又は役務の品質，規格その他の内容についての不当表示

① 内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者の示す表示

例１．セーターの実際のカシミヤ混用率が５０％前後にもかかわらず「カシミヤ１００％」と表示した場合
２．１０万キロ以上走行した中古自動車に「３万５千キロ走行」と表示した場合
３．ブランド牛ではない国産牛肉にもかかわらず，国産有名ブランド牛であるかのように表示した場合

② 内容について，事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

例 「この新技術は日本で当社だけ」と広告したが，実際は競争業者でも同じ技術を使っていた場合

７条２項　消費者庁長官は，商品の内容（効果，性能等）について著しく優良であると示す表示（５条１号）に該当するか否か判断する必要がある場合に期間を定めて，事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。
⇒ 事業者が求められた資料を提出しない場合には，当該表示は，不当表示とみなされる。

５条２号　　商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

① 取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

例１．優待旅行ではないのに優待旅行と表示した場合
２．安い料金の適用を受けるためには，他の有料サービスを利用しなければならないのに，その条件を明瞭に表示することなく，料金が安い旨を表示した場合

② 取引条件について，競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

不当な価格表示についての景品表示法上の考え方　（平成 12 年公正取引委員会）

不当な二重価格表示の例
実際の価格が 6,000 円程度のものを 5,000 円で販売するときに「市価 10,000 円の品 5,000 円で提供」，「市価の半額」と表示する場合等
（注）二重価格表示とは，小売業者が商品について実際に販売する価格（実売価格）にこれよりも高い価格を併記するなど何らかの方法により実売価格に比較対照価格を付すこと。

５条３号　　商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示

現在指定されているもの

①	無果汁の清涼飲料水等についての表示	（昭和４８年公取委告示第　４号）
②	商品の原産国に関する不当な表示	（昭和４８年公取委告示第３４号）
③	消費者信用の融資費用に関する不当な表示	（昭和５５年公取委告示第１３号）
④	不動産のおとり広告に関する表示	（昭和５５年公取委告示第１４号）
⑤	おとり広告に関する表示	（平成　５年公取委告示第１７号）
⑥	有料老人ホームに関する不当な表示	（平成１６年公取委告示第　３号）

※　７条２項の資料提出命令の権限は、政令により消費者庁長官及び都道府県知事に委任。